

京都市告示第194号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成25年6月28日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5899号	平成 25.6.4	メートル 4.00	メートル 99.99	京都市南区東九条上殿田町 42番(一部), 42番2(一部), 42番3(一部), 42番4(一部), 42番5(一部), 42番6(一部), 42番7(一部), 42番8(一部), 42番9(一部), 42番10(一部), 42番11(一部), 42番12(一部), 42番14(一部), 42番16(一部), 42番18(一部), 42番20(一部), 42番21(一部), 42番22(一部), 42番28(一部), 42番29(一部), 42番30(一部), 44番2(一部), 44番3(一部)	株式会社 マツバラ 代表取締役 松原 正憲

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)